

# ふじ第2児童クラブ整備事業 募集要項

令和4年5月

宮代町

## 1 事業の目的

宮代町立笠原小学校の児童が通所するふじ児童クラブの入所児童数の増加に対応するため、現在の学童保育施設を補完する新たな学童保育施設を整備するものである。

本事業で整備する新たな施設については、令和5年3月下旬に使用開始する必要があるため、民間事業者のノウハウや創意工夫を活かし、スピード性とコスト縮減等の可能性を見込むことができる設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）を採用し、公募型プロポーザル方式により優れた提案者を本事業の受注者として選定することとする。

## 2 事業の概要

### (1) 事業名称

ふじ第2児童クラブ整備事業

### (2) 方式

公募型プロポーザル方式

### (3) 発注者

宮代町（担当課：宮代町子育て支援課）

### (4) 業務内容

- ①基本設計業務・実施設計業務及びその関連業務
- ②施工業務及びその関連業務
- ③工事監理業務
- ④各種許認可申請及び取得業務

### (5) 建設予定地

- ①宮代町字百間 1122 番 1 他（宮代町保健センター駐車場）
- ②敷地面積：750 m<sup>2</sup>±50 m<sup>2</sup>程度 ※現在、敷地測量及び分筆登記業務を実施中
- ③用途地域：市街化調整区域
- ④防火地域：指定なし
- ⑤その他：浸水想定区域

### (6) 施設整備スケジュール

スケジュール	内容
令和4年7月中旬	仮契約
令和4年8月下旬～9月上旬	契約締結議案の提出（9月議会） 本契約（予定）
令和4年9月～令和5年2月	基本・実施設計、申請業務等 建設工事、監理業務
令和5年2月～3月上旬	建物引渡し
令和5年3月下旬	供用開始

※建設工事は、国庫補助金の申請スケジュールに合わせて進めること。

### (7) 履行期間

契約締結日から令和5年3月10日まで

### (8) 提案上限額

159,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※契約上限額は、本事業に係る設計費・工事費・工事監理費等の合計額をいう。

※本提案にあたり下限額は設定しないものとする。

(9) 入札保証

免除

(10) 契約保証

契約金額の10分の1以上の額を納付しなければならない。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、町を被保険者とする履行保証保険契約又は町を債権者とする履行保証契約を締結し、その保険証券を町に寄託した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(11) 支払い

建物の引渡し後、一括払いとする。

ただし、宮代町会計規則等に基づき、工事費については前払金を請求することができる。

(12) 費用の負担

①町の負担

本事業における契約額は、159,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、かつプロポーザルにおける提案価格（設計費、工事費、工事監理費の合計）を超えない金額とする。

※設計業務には、設計費のほか、地盤調査費、その他施設の整備に必要な費用を含む。

②受注者の負担

ア 受注者は、設計業務及び建設工事が完了するまでの間、当該業務に係る設計費用、工事費用、工事監理費用など当該契約に係る費用を負担する。

イ 完成図書の作成費用は、受注者の負担とする。

ウ 備え付け備品に要する費用は、本工事に含む。

エ 建築確認等の審査手数料は、受注者の負担とする。

(13) 資料提供

本事業の参加者に対し、既設のふじ児童クラブの整備事業に係る設計図書等の閲覧及び現地確認を認めることとする。

なお、閲覧及び現地確認については、事前に事務局に連絡し、指示を仰ぐこと。

(14) 事務局

宮代町子育て支援課

〒345-8504 宮代町笠原 1-4-1

TEL：0480-34-1111(内線 360)

FAX：0480-34-1163

Mail：hoiku@town.miyashiro.saitama.jp

### 3 参加者の資格要件

(1) 参加者の構成

参加者は、単独企業又は複数の者で構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

ただし、共同企業体の場合は、次の要件を満たすこととする。

①共同企業体を構成する企業の中から代表企業を定め、参加表明書に代表企業名を明記するとともに、代表企業が応募手続きを代表して行うこと。

②参加表明時に参加構成員すべてを明らかにし、各々が担当する役割を明確にする

こと。

- ③参加構成員は、他の提案を行う参加者の構成員になることはできない。
- ④構成員の変更は、提案書類の受付日以降、認めない。
- ⑤各構成員は、建設共同企業体協定書を締結し、提出すること。

## (2) 参加資格要件

参加者は、参加表明書提出日において、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。なお、受注者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- ①宮代町建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④宮代町の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ⑤宮代町の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- ⑥令和 3・4 年度の宮代町建設工事等競争入札参加資格者名簿に掲載された格付が A 等級又は B 等級の者であること。共同企業体においては、建設工事を担う代表企業又は構成員が上記を満たしていること。
- ⑦設計業務及び工事監理業務における管理技術者は、参加者（共同企業体の場合、各構成員）との間に直接的な雇用関係（参加表明書提出日以前に 3 か月以上の雇用関係）を有する者であること。

## 4 失格に関する事項

下記のいずれかの事項に該当するときは、参加資格を失う。

- ①提案書等の提出日、提出場所、提出方法等が本要項の定めに適合しないとき。
- ②提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- ③提案書等の全部若しくは一部を提出しないとき、又は提案書等に記載すべき事項の全部若しくは一部を記載しないとき。
- ④審査委員や事務局職員などの関係者にプロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めたとき。
- ⑤審査委員会に対する公正な審査を妨げたとき。
- ⑥見積書の金額が提案上限額を超過したとき。

## 5 応募手続等のスケジュール

予定日	内容
令和4年5月31日	募集要項等の公表・配布
令和4年6月16日	参加表明書・質問書の提出期限
令和4年6月22日	上記質問への回答
令和4年6月30日	提案書等の提出期限
令和4年7月上旬	選定審査（※必要に応じてヒアリング）
令和4年7月中旬	プロポーザル選定結果通知
令和4年7月中旬	仮契約の締結
令和4年8月下旬～9月上旬	契約の締結（宮代町議会の議決（承認）後）

### （1）募集要項等の公表・配布

- ①公表・配布日 令和4年5月31日～令和4年6月15日
- ②公表等の方法 宮代町ホームページにて公表又は事務局窓口にて配布

### （2）参加表明書の提出

- ①提出期限 令和4年6月16日 午後5時
- ②提出方法 持参又は郵送により事務局あて提出（郵送の場合、期限内必着）
- ③提出書類 下記書類をA4ファイルに取りまとめ、2部提出（正1部、副1部）
  - ・参加表明書（様式1-2）
  - ・設計者及び工事監理者に関する資格確認調書（様式1-4）
  - ・施工者に関する資格確認調書（様式1-5）
  - ・会社概要（パンフレット等。共同企業体の場合、代表企業及び構成員の概要）
  - ・財務諸表（直近3期分）
  - ・納税証明書（未納が無いことの証明）

《共同企業体の場合》

- ・建設共同企業体協定書
- ・委任状（様式1-3）

※参加表明書類提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式1-6）を提出すること。

### （3）質問の受付と回答

- ①提出期限 令和4年6月16日 午後5時
- ②提出方法 質問書（様式第1-1）に質問を記入の上、事務局あて電子メールにて提出（hoiku@town.miyashiro.saitama.jp）
- ③回答 令和4年6月22日、町ホームページにて公表

### （4）提案書等の提出

- ①提出期限 令和4年6月30日 午後5時
- ②提出方法 持参又は郵送により事務局あて提出（郵送の場合、期限内必着）
- ③提出書類 下記書類をA4ファイルに取りまとめ（A3サイズの書類は折り込んで）、9部提出（正本1部、副本8部）
  - ・提案書提出届（様式2-1）
  - ・実績一覧（様式2-2）
  - ・事業計画に関する提案書（様式2-3）
  - ・設計、工事監理及び施工体制表（任意様式）

- ・事業工程表（任意様式）
- ・施設計画に関する提案書（様式 2-4）
- ・価格提案書（様式 2-5）
- ・提案価格内訳書（様式 2-6）
- ・建築計画概要（任意様式）
- ・図面（配置図、平面図、断面図、立面図、構造計画等。任意様式）
- ・仕上表（任意様式）

※併せて、正本の内容を電子データで出力したもの（CD-R（DVD-R）又は電子メール）を提出すること。

(5) その他

現場説明会は実施しない。現場への立入りを希望する場合は、事務局へ連絡すること。立入りについては、事務局が指定した日時とする。

## 6 審査及び優先交渉権者の決定

(1) 審査体制

選定に係る審査は、ふじ第2児童クラブ整備事業プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 審査方法

提案書等について、必要に応じてヒアリングを実施した上で、提案書等審査基準に基づき、審査を行う（詳細は、「ふじ第2児童クラブ整備事業に係るプロポーザル審査要領」参照）。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、優先交渉権者の決定後、各参加者に文書により通知する。

## 7 契約

(1) 契約の締結

優先交渉権者と契約内容等の諸条件を協議の上、仮契約を締結する。契約の仕様書については、提案書等に基づき、町と優先交渉権者との協議により定める。

仮契約締結後、町議会の議決を経て、本契約となる。

なお、町議会の議決が得られなかった場合、町は仮契約の相手先に対していかなる責任も負わない。

また、優先交渉権者との協議が整わない場合、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約変更

契約の変更は、原則行わない。ただし、町側のリスクに起因する事由又は事業者の責めに帰することができない事由による場合、契約を変更することがある。

## 8 その他

(1) 提案書の作成等に係る費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 提出期限後における提案書の差替え及び記載内容の変更は認めない。ただし、誤字、脱字の修正や、町が審査上必要と認めたものについてはこの限りではない。

(4) 町は、審査及び説明を行うため、提出された提案書等を使用し、又は写しを作成することができる。

- (5) 提出された提案書等は、審査目的以外には提案者に無断で使用しないものとする。  
ただし、情報公開請求により、提案書等を開示する場合がある。
- (6) 審査内容及び審査結果については、一切の異議を認めない。